

雇用調整助成金に係る支給額の算定方法の 見直しについて

雇用調整助成金に係る支給額の算定方法の見直しについて

表示する意見（令和3年度決算検査報告）

雇用調整助成金の支給が助成金としての役割に沿ったものとなるよう、事業主の支給申請に係る負担の軽減や支給事務の迅速性の確保に配慮しつつ、雇用調整助成金の支給額の算定に当たり、支払率の対象とした賃金等の範囲を考慮することとするなど、超過額を極力生じさせない合理的な雇用調整助成金に係る支給額の算定方法とするよう意見を表示する。

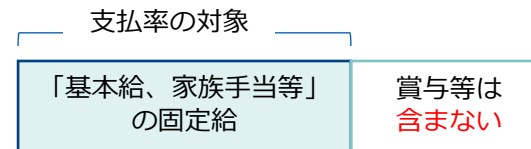
《雇用調整助成金の概要等》

- ・事業主の休業手当支払額に相当する額を対象
- ・助成金支給額 = ①・②のうち低い額 × 休業等延べ人日数

- ① 1人1日当たりの平均賃金額（※） × 休業手当支払率 × 助成率
※固定給だけでなく賞与等も含めた賃金総額により算定
- ② 厚労省が設定した日額上限額

○超過額が発生する場合の主な要因

（休業手当の支払額の算定方法）

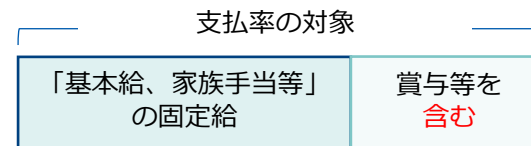


労働組合等との間で締結した協定で定められた支払率

× 100%

支払率の対象とした賃金等の範囲を考慮することとされていない

（雇用調整助成金の支給額の算定方法）



（1人1日当たりの平均賃金額）

× 100% × 助成率
（休業手当支払率）



休業等の支払対象となっていない部分に対しても助成が行われることになっていて、コロナ特例による助成率や日額上限額の引き上げに伴って超過額が発生

■見直し

平均賃金額による算定方法（上記①）を廃止し、実際の休業手当の支払額に基づき助成額を算定する方法に変更。

助成金支給額 = (a)・(b)のうち低い額 × 休業等延べ人日数

(a) 休業手当支払額 × 助成率

(b) 厚労省が設定した日額上限額